

新潟市水道局エネルギー管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市水道局のエネルギー使用の合理化を推進するため、新潟市水道局エネルギー管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー使用状況の把握
- (2) 省エネルギー目標の設定
- (3) エネルギー管理標準の整備
- (4) エネルギー消費原単位の管理
- (5) エネルギーを消費する設備の改善案の計画及び立案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、新潟市水道事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会における事務を円滑に行うため、委員会にワーキンググループを置き、新潟市水道局エネルギー管理要綱に定めるエネルギー管理副統括者、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理担当者をもって組織する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて随時招集し、これを開催するものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、計画課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

委員長	エネルギー管理統括者
副委員長	エネルギー管理副統括者
委員	エネルギー管理企画推進者
委員	エネルギー管理員
委員	総務課長（本局・東庁舎）
委員	秋葉工事事務所長（秋葉庁舎）
委員	中央工事事務所長（北維持出張所庁舎）
委員	浄水課長（浄水場）